## 第 65 号

熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について 熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。 令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例

熊本県民生委員定数条例(平成26年熊本県条例第54号)の一部を次のように改正する。

本則の表八代市の区域の項中「327人」を「329人」に改め、同表天草市の区域の項中「304人」を「305人」に改め、同表宇城市の区域の項中「148人」を「150人」に改め、同表合志市の区域の項中「98人」を「99人」に改め、同表下益城郡美里町の区域の項中「36人」を「38人」に改め、同表菊池郡大津町の区域の項中「59人」を「60人」に改め、同表阿蘇郡小国町の区域の項中「25人」を「26人」に改め、同表上益城郡御船町の区域の項中「47人」を「50人」に改め、同表上益城郡益城町の区域の項中「63人」を「64人」に改め、同表球磨郡あさぎり町の区域の項中「43人」を「45人」に改め、同表球磨郡多良木町の区域の項中「32人」を「33人」に改める。

附則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

(提案理由)

市町村の区域ごとの世帯数の増減や面積等を総合的に勘案し、地域の実情を踏まえ、民 生委員の定数を変更する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。